

## 救急医療体制運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民に対する休日又は夜間における傷病の初期及び急性期症状の医療の確保並びに入院治療を必要とする中等症及び重症の患者の医療の確保を図る官民協働事業に対する補助金の交付に関して必要な事項を定めるとともに、その交付については、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 一般社団法人岡崎市医師会が行う事業であって、次に掲げるもの

- ア 夜間急病診療所運営事業
- イ 在宅当番医制運営事業
- ウ 病院群輪番制病院運営事業

(2) 一般社団法人岡崎歯科医師会が行う休日夜間診療所運営事業

2 補助事業の区分、基準額及び補助対象経費（その実施に必要な経費のうち、補助の対象となる経費をいう。以下この項及び別表において同じ。）は、同表のとおりとし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号の規定により算出された額（その額に1,000円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額）を予算の範囲内において交付する。

(1) 前項第1号ア及び第2号に定める事業

ア 別表に定める事業ごとの基準額と補助対象経費の支出額から診療収入及び寄付金その他の収入額（補助対象経費に関するものに限る。）を控除した額（以下この項及び同表において「補助対象差引事業額」という。）を比較して、いずれか少ない方の額を交付額とする。

イ 前項第1号アに定める事業について、災害等特殊な事由及び一般社団法人岡崎市医師会の責によらない事情により、診療収入に不足が生じ、アの交付をもってしても事業の円滑な運営に支障を来す場合は、一般社団法人岡崎市医師会と運営に必要な経費について協議を行い、アの交付額に加え、別表に定める運営維持加算を交付することができる。

(2) 前項第1号イに定める事業

別表に定める事業の基準額と補助対象差引事業額とを比較して少ない方の額を交付する。

(3) 前項第1号ウに定める事業

ア 別表に定める事業の基準額と補助対象差引事業額とを比較して少ない方の額を交付する。

イ 別表に定める事業の救急搬送患者加算については、同表に定める加算基準額に基準患者数を乗じた額を交付する。

3 補助事業の実施期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

4 暴風警報又は特別警報の発令時において、実施を予定していた事業が全て中止された場合は、当該日の事業に要した経費は、補助金の交付の対象とならないものとする。

(申請の手続)

第3条 申請は、規則第5条の市費補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えてするものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 経費所要額調
- (3) 基準額等算出表
- (4) 収支予算書

2 前項の規定による申請書の提出期限は、当該年度の4月1日とする。ただし、前条第2項第1号イの規定に基づき経費の変更に係る申請をする場合は、この限りでない。

(計画変更の承認)

第4条 補助事業者（補助事業を行う者をいう。以下同じ。）が補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を来さない場合における、次に掲げる変更については、この限りでない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う補助事業の内容の変更
- (2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第5条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延)

第6条 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第9条の規定に基づき、補助事業者は、市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行の状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 実績の報告は、規則第10条の市費補助事業等実績報告書（次項において「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えてするものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 経費所要額調
- (3) 基準額等算出表
- (4) 収支精算書（項目ごとの支出の状況が分かる資料を添付するものとする。）
- (5) 患者数等報告書

2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。第10条第3項において同じ。）の日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の支出)

第9条 一般社団法人岡崎市医師会により実施される補助事業に対する補助金の支出は、四半期ごとの実績報告及び請求を受けてその都度概算払し、規則第11条に規定する市費補助金等の額の確定後、精算を行うものとする。ただし、第2条第1号ウに定める病院群輪番制病院運営事業における救急搬送患者加算は、市費補助金等の額の確定後、行うものとする。

2 一般社団法人岡崎歯科医師会が行う休日夜間診療所運営事業に対する補助金の支出は、規則第11条に規定する市費補助金等の額の確定後、行うものとする。

(財産処分の制限)

第10条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価10万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

4 市長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の状況について、補助事業者に報告を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、保

健部保健政策課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年12月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和5年12月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

区分	基準額	補助対象経費
第 2 条 第 1 項 第 1 号 医 科	夜間急病診療所運営事業 夜間運営費 $164,600円 \times 診療日数$ 運営維持加算 補助対象差引事業額から 既に交付決定した額を控除 した額	夜間急病診療所運営事業に必要な 次に掲げる経費 1 給与費（常勤職員給与費、非常 勤職員給与費、法定福利費等） 2 材料費（薬品費、診療材料費、 医療消耗品費等） 3 需用費（消耗品費、燃料費、印 刷製本費、光熱水費、修繕費等） 4 役務費（通信運搬費、大学医師 交通傷害保険料、広告料、人材派 遣費等） 5 機器賃借料 6 備品購入費 7 その他の費用（研究研修費、図 書費等）
	在宅当番医制運営事業 休日 $60,000円 \times 診療延日数$	在宅当番医制運営事業に必要な次 に掲げる経費 1 報償費（協力謝金等） 2 需用費（消耗品費、燃料費、印 刷製本費、光熱水費等） 3 役務費（通信運搬費、広告料 等） 4 賃金 5 その他の費用（研究研修費、図 書費等）
	病院群輪番制病院運営事業 1 病院当たり 休日 A $78,000円 \times 診療日数$ 休日 B $39,000円 \times 診療日数$ 夜間 A $52,000円 \times 診療日数$ 夜間 B	病院群輪番制病院運営事業に必要 な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤 職員給与費、法定福利費等）

	57,000円×診療日数 救急搬送患者加算 加算基準額×基準患者数	
第2条第1項第2号歯科	休日夜間診療所運営事業 休日運営費 26,650円×診療日数 年末年始加算（12月30日から翌年の1月3日まで） 26,650円×診療日数 夜間運営費 19,160円×診療日数	休日夜間診療所運営のために必要な次に掲げる経費 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗品費等） 3 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等） 4 役務費（通信運搬費、広告料等） 5 機器賃借料 6 備品購入費 7 その他の費用（研究研修費、図書費等）

備考

- 1 在宅当番医制運営事業における休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法に規定する休日」という。）及び年末年始の休日（12月31日から翌年の1月3日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）をいう。）をいう。
- 2 在宅当番医制運営事業における、オンコール制（開院せずに、電話による在宅当番医をする制度をいう。）による基準額は、基準額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 3 在宅当番医制運営事業における診療延日数については、実施医療機関ごとに算定するものとする。ただし、1医療機関において2診療科以上を実施し、それぞれ担当する医師が異なる場合は、診療科ごとに日数を算定するものとする。
- 4 病院群輪番制病院運営事業における休日Aとは、日曜日、祝日法に規定する休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）をいう。）をいう。
- 5 病院群輪番制病院運営事業における休日Bとは、土曜日をいう。
- 6 病院群輪番制病院運営事業における加算基準額は1,000円とし、基準患者数は岡崎市消防本部又は幸田町消防本部の救急車により搬送された救急患

者の数とする。

- 7 一般社団法人岡崎歯科医師会が行う休日夜間診療所運営事業における休日とは、日曜日、祝日法に規定する休日、年末年始の休日（12月30日から翌年の1月3日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）をいう。）及びお盆期間（8月13日から同月15日までの期間をいう。）をいう。
- 8 基準額の算定に当たって対象となる診療は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとし、当該診療ごとに診療日数を原則1日として算定する。

区分		診療	
医 科	夜間急病診療所運営事業	午後6時から翌日午前8時までの間における3時間以上8時間未満の診療	
	在宅当番医制運営事業	午前8時から午後5時までの間における6時間以上の診療	
	病 院 群 輪 番 制 病 院 運 営 事 業	休日 A	午前8時から午後6時までの診療
		休日 B	午前8時から午後8時までの間における5時間以上の診療
		夜間 A	午後6時から翌日午前0時までの診療
		夜間 B	午前0時から午前8時までの診療
歯 科	休 日 夜 間 診 療 所 運 営 事 業	休日	午前8時から午後6時までの間における4時間以上の診療
		夜間	午後6時から翌日午前8時までの間における2時間以上の診療